**平成２４年（フ）第１５１号**
香川県さぬき市長尾西825番地　市営住宅長尾Ａ団地Ｂ棟303号室
債務者　富田　浩之
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前11時
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第５８４号**
東京都三鷹市大沢２丁目６番33号美のわハイツ106
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１０８０号**
横浜市青葉区市ケ尾町560番地３　バッハスホフ市ケ尾301
債務者　中西　義正
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３１７５号**
大阪市淀川区田川１丁目14番20号　エレガンスやすい２Ｄ号、前住所大阪市北区曽根崎新地２丁目１番４―403
債務者　藤島　義之
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３４５１号**
大阪市大正区三軒家東１丁目10番15―302号
債務者　宮本佳寿子（旧姓横谷）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８１２号**
岡山市北区今保495番地
債務者　難波　成一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２４５号**
岡山市東区宿毛1306番地
債務者　平岡二美恵
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３１３号**
岡山市中区平井1181番地１　ベルメゾン東光306号
債務者　芝本　斉美（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４０号**
大分県豊後高田市見目3983番地２
債務者　蔦野　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月10日午後２時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２２年（フ）第６０６６号**
大阪市福島区野田４丁目１番40号
破産者　大福急送株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
2　一般調査期日　平成24年９月20日午後４時
平成24年６月27日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１４５３号**
大阪市鶴見区横堤１丁目12番13―416号
破産者　大西　豊彦
1　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午後３時30分
平成24年６月27日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１７号**
沖縄県宮古島市伊良部字長浜1302番地３
破産者　浦崎　和人
1　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
2　一般調査期日　平成24年９月20日午後４時
平成24年６月25日　那覇地方裁判所平良支部

**平成２４年（フ）第９７号**
大分市末広町１丁目３番12号佐藤ビル
破産者　合資会社明時堂
1　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
2　一般調査期日　平成24年９月14日午前10時
平成24年６月27日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 債権者集会招集

**平成２０年（フ）第５８６１号**
大阪市北区太融寺町２番17号
破産者　産經ソフトバンク株式会社
1　期日　平成24年７月18日午後４時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年６月27日
大阪地方裁判所第６民事部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２３年（フ）第１９１号**
山口市湯田温泉４丁目３番15号
破産者　有限会社むつみ
異議申述期間　平成24年７月30日まで
平成24年６月28日
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第５４号**
宮崎市花ケ島町入道2225番地１　サントノーレ神宮外苑1002号
破産者　西光建設株式会社
異議申述期間　平成24年８月28日まで
平成24年６月28日　宮崎地方裁判所破産係

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第３０３５号**
東京都江戸川区清新町１丁目１―22―606
破産者　篠原　猛
免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
平成24年６月27日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１４１５号**
東京都豊島区南池袋４丁目７―11―205
破産者　伊藤　修
免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
平成24年６月28日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３９７６号**
東京都葛飾区東四つ木４丁目13―12
破産者　杉本　雅之
免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
平成24年６月26日
東京地方裁判所民事第20部